

第2号議案

宮城県立高等学校学則の一部改正について

宮城県立高等学校学則(昭和25年宮城県教育委員会規則第33号)の一部を改正する。

令和6年10月28日提出

宮城県教育委員会教育長 佐藤 靖彦

1 改正理由

県立高等学校組織編制計画の実施に伴う所要の改正を行うもの。

2 改正内容

(1) 令和7年度県立高等学校組織編制計画関係

イ 学年制による全日制の課程(別表第1(第1条関係))

【再編統合 分校化】

学校名	学科名	計画内容	第1学年 収容定員
蔵王高等学校	普通科	募集停止(2学級減)	80人→0人
白石高等学校蔵王キャンパス	普通科	新設(1学級増)	0人→40人
一迫商業高等学校	流通経済科	募集停止(1学級減)	40人→0人
	情報処理科	募集停止(1学級減)	40人→0人
築館高等学校一迫商業キャンパス	情報ビジネス科	新設(1学級増)	0人→40人

【再編統合 分校の移転】

学校名	学科名	計画内容	収容定員		
			第1学年	第2学年	第3学年
柴田農林高等学校川崎校	普通科	募集停止(1学級減)	40人→0人	40人→0人	40人→0人
大河原産業高等学校川崎校	普通科	新設(1学級増)	0人→40人	0人→40人	0人→40人

【学級減】

学校名	学科名	計画内容	第1学年収容定員
富谷高等学校	普通科	1学級減	280人→240人

【学科改編】

学校名	学科名	計画内容	第1学年収容定員
水産高等学校	海洋総合科	募集停止(4学級減)	160人→0人
	船舶運航科	新設(1学級増)	0人→40人
	生物環境科	新設(1学級増)	0人→40人
	食品科	新設(1学級増)	0人→40人

□ 単位制による全日制的課程(別表第1(第1条関係))

【学級減】

学校名	学科名	計画内容	第1年次収容定員
迫桜高等学校	総合学科	1学級減	200人→160人

(2) 令和6年度県立高等学校組織編制計画関係

学年制による全日制的課程(別表第1(第1条関係))

【学級減】

学校名	学科名	計画内容	第2学年収容定員
鹿島台商業高等学校	商業科	1学級減	120人→80人
亘理高等学校	商業科	募集停止(1学級減)	40人→0人
涌谷高等学校	普通科	1学級減	160人→120人

(3) 令和5年度県立高等学校組織編制計画関係

学年制による全日制的課程(別表第1(第1条関係))

【再編統合 募集停止】

学校名	学科名	計画内容	第3学年収容定員
大河原商業高等学校	流通マネジメント科	募集停止(1学級減)	40人→0人
	OA会計科	募集停止(1学級減)	40人→0人
	情報システム科	募集停止(2学級減)	80人→0人
柴田農林高等学校	動物科学科	募集停止(1学級減)	40人→0人
	食農科学科	募集停止(1学級減)	40人→0人
	森林環境科	募集停止(1学級減)	40人→0人
	園芸工学科	募集停止(1学級減)	40人→0人

【再編統合 新規設置】

学校名	学科名	計画内容	第3学年収容定員
大河原産業高等学校	農業科学科	新設(2学級増)	0人→80人
	企画デザイン科	新設(1学級増)	0人→40人
	総合ビジネス科	新設(3学級増)	0人→120人

【学級減】

学校名	学科名	計画内容	第3学年 収容定員
松島高等学校	普通科	1学級減	120人→80人

(4) 令和4年度県立高等学校組織編制計画関係

学年制による定時制の課程(別表第2(第1条関係))

【募集停止】

学校名	学科名	計画内容	第4学年 収容定員
大河原商業高等学校	普通科	募集停止(1学級減)	40人→0人

3 施行期日

令和7年4月1日

4 経過措置

令和7年3月31日に宮城県柴田農林高等学校の川崎校に在学し、同日中に同校の課程を修了しない生徒は、同年4月1日に宮城県大河原産業高等学校の川崎校の相当の生徒となるものとする。

宮城県立高等学校学則の一部を改正する規則
 宮城県立高等学校学則（昭和二十五年宮城県教育委員会規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表宮城県水産高等学校の項中「

海洋総合科
三年
男女
一六〇
一六〇
一六〇

」を

海洋総合科	三年	男女	一六〇	一六〇
船舶運航科	三年	男女	四〇	四〇
生物環境科	三年	男女	四〇	四〇
食品科	三年	男女	四〇	四〇

「に改め、同表宮城県白石高等学校の項を次のように改

める。

宮城県白石高等学校	看護科	三年	男女	四〇	四〇
蔵王キャンパス	普通科	三年	男女	四〇	四〇

別表第一第一号の表宮城県築館高等学校の項を次のように改める。

宮城県築館高等学校	普通科	三年	男女	一六〇	一六〇	一六〇
一迫商業キャンパス	情報ビジネス科	三年	男女	四〇	―	―

別表第一第一号の表宮城県一迫商業高等学校の項中「

男女	男女
四〇	四〇

」を「

男女	男女
―	―

」に改め、

同表宮城県鹿島台商業高等学校の項中「

八〇	一二〇
----	-----

」を「

八〇	八〇
----	----

」に改め、同表宮城県

富谷高等学校の項中「

男女	二八〇
----	-----

」を「

男女	二四〇
----	-----

」に改め、同表宮城県蔵王高等学校の項中

「

男女	八〇
----	----

」を「

男女	―
----	---

」に改め、同表宮城県大河原商業高等学校及び宮城県柴田農林高

等学校の項を削り、同表宮城県大河原産業高等学校の項を次のように改める。

宮城県大河原産業高等学校	農業科学科	三年	男女	八〇	八〇	八〇
川崎校	企画デザイン科	三年	男女	四〇	四〇	四〇
	総合ビジネス科	三年	男女	一二〇	一二〇	一二〇
	普通科	三年	男女	四〇	四〇	四〇

別表第一第一号の表宮城県亘理高等学校の項中「 | | | | 」を「 | | | | 」に改め、

同表宮城県松島高等学校の項中「 | | | | 」を「 | | | | 」に改め、同表宮城県涌谷

高等学校の項中「 | | | | 」を「 | | | | 」に改め、別表第一第二号の表宮城県迫桜

高等学校の項中「 | | | | 」を「 | | | | 」に改める。

別表第二第一号の表宮城県大河原商業高等学校の項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 令和七年三月三十一日に宮城県柴田農林高等学校の川崎校に在学し、同日中に同校の課程を修了しない生徒は、同年四月一日に宮城県大河原産業高等学校の川崎校の相当の生徒となるものとする。

改正後

改正前

第一条〜第三十条 (略)
別表第一(第一条関係)

第一条〜第三十条 (略)
別表第一(第一条関係)

一 学年制による全日制の課程

一 学年制による全日制の課程

学 校 名	学 科	修 業 年 限	男 女 の 別	収 容 定 員		
				第 一 学 年	第 二 学 年	第 三 学 年

学 校 名	学 科	修 業 年 限	男 女 の 別	収 容 定 員		
				第 一 学 年	第 二 学 年	第 三 学 年

宮城県水産 高等学 校	海 洋 綜 合 科	三 年	男 女		一六〇	一六〇
	船 舶 運 航 科	三 年	男 女			
宮城県水産 高等学 校	生 物 環 境 科	三 年	男 女			
	食 品 科	三 年	男 女			

宮城県水産 高等学 校	海 洋 綜 合 科	三 年	男 女		一六〇	一六〇
	船 舶 運 航 科	三 年	男 女			
宮城県水産 高等学 校	生 物 環 境 科	三 年	男 女			
	食 品 科	三 年	男 女			

宮城県白石 高等学 校	看 護 科	三 年	男 女		四〇	四〇
	普 通 科	三 年	男 女			

宮城県白石 高等学 校	看 護 科	三 年	男 女		四〇	四〇
	普 通 科	三 年	男 女			

宮城県築館 高等学 校	普 通 科	三 年	男 女		一六〇	一六〇
	情 報 ビジネス科	三 年	男 女			

宮城県築館 高等学 校	普 通 科	三 年	男 女		一六〇	一六〇
	情 報 ビジネス科	三 年	男 女			

宮城県一迫商業 高等学 校	流 通 経 済 科	三 年	男 女		四〇	四〇
	情 報 処 理 科	三 年	男 女			

宮城県一迫商業 高等学 校	流 通 経 済 科	三 年	男 女		四〇	四〇
	情 報 処 理 科	三 年	男 女			

(略)

(略)

改正後

宮城県鹿島台 商業高等学校	商業科 三年	男女	八〇	八〇	一一〇
------------------	-----------	----	----	----	-----

宮城県富谷 高等学校	普通科 三年	男女	二四〇	二八〇	二八〇
---------------	-----------	----	-----	-----	-----

宮城県蔵王 高等学校	普通科 三年	男女	一〇	八〇	八〇
---------------	-----------	----	----	----	----

宮城県大河原 産業高等学校	農業科学科 三年	男女	八〇	八〇	八〇
川崎校	企業デザイン科 三年	男女	四〇	四〇	四〇
	総合ビジネス科 三年	男女	一一〇	一一〇	一一〇
	普通科 三年	男女	四〇	四〇	四〇

改正前

宮城県鹿島台 商業高等学校	商業科 三年	男女	八〇	一一〇	一一〇
------------------	-----------	----	----	-----	-----

宮城県富谷 高等学校	普通科 三年	男女	二八〇	二八〇	二八〇
---------------	-----------	----	-----	-----	-----

宮城県蔵王 高等学校	普通科 三年	男女	八〇	八〇	八〇
---------------	-----------	----	----	----	----

宮城県大河原 産業高等学校	農業科学科 三年	男女	八〇	八〇	八〇
川崎校	企業デザイン科 三年	男女	四〇	四〇	四〇
	総合ビジネス科 三年	男女	一一〇	一一〇	一一〇
	普通科 三年	男女	四〇	四〇	四〇
宮城県柴田 農林高等学校	園芸工学科 三年	男女	一〇	一〇	一〇
	森林環境科 三年	男女	一〇	一〇	一〇
	食農科学科 三年	男女	一〇	一〇	一〇
	動物科学科 三年	男女	一〇	一〇	一〇
宮城県大河原 商業高等学校	流通マネジメント科 三年	男女	一〇	一〇	一〇
	〇A会計科 三年	男女	一〇	一〇	一〇
	情報システム科 三年	男女	一〇	一〇	一〇

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

改正後

宮城県亶理高等学校	普通科	三年	男女	八〇	八〇	八〇
宮城県亶理高等学校	食品科学科	三年	男女	四〇	四〇	四〇
宮城県亶理高等学校	商業科	三年	男女	—	四〇	四〇
宮城県亶理高等学校	家政科	三年	男女	四〇	四〇	四〇

(略)

宮城県松島高等学校	普通科	三年	男女	八〇	八〇	八〇
宮城県松島高等学校	観光科	三年	男女	八〇	八〇	八〇

(略)

宮城県涌谷高等学校	普通科	三年	男女	一一〇	一一〇	一六〇
-----------	-----	----	----	-----	-----	-----

(略)

二単位制による全日制の課程

学校名	学科	修業年限	男女別	第一学年	第二学年	第三学年	収容定員

(略)

宮城県迫桜高等学校	総合学科	三年	男女	一六〇	二〇〇	二〇〇
-----------	------	----	----	-----	-----	-----

(略)

改正前

宮城県亶理高等学校	普通科	三年	男女	八〇	八〇	八〇
宮城県亶理高等学校	食品科学科	三年	男女	四〇	四〇	四〇
宮城県亶理高等学校	商業科	三年	男女	—	四〇	四〇
宮城県亶理高等学校	家政科	三年	男女	四〇	四〇	四〇

(略)

宮城県松島高等学校	普通科	三年	男女	八〇	八〇	一一〇
宮城県松島高等学校	観光科	三年	男女	八〇	八〇	八〇

(略)

宮城県涌谷高等学校	普通科	三年	男女	一一〇	一六〇	一六〇
-----------	-----	----	----	-----	-----	-----

(略)

二単位制による全日制の課程

学校名	学科	修業年限	男女別	第一学年	第二学年	第三学年	収容定員

(略)

宮城県迫桜高等学校	総合学科	三年	男女	二〇〇	二〇〇	二〇〇
-----------	------	----	----	-----	-----	-----

(略)

改正後										改正前												
別表第二（第一条関係） 一 学年制による定時制の課程										別表第二（第一条関係） 一 学年制による定時制の課程												
以下略	（削除）	学 校 名	学 科	修 業 年 限	昼 夜 の 別	男 女 の 別	第 一 学 年	第 二 学 年	第 三 学 年	第 四 学 年	収 容 定 員	学 校 名	学 科	修 業 年 限	昼 夜 の 別	男 女 の 別	第 一 学 年	第 二 学 年	第 三 学 年	第 四 学 年	収 容 定 員	
		（略）																				
		以下略																				

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 令和七年三月三十一日に宮城県柴田農林高等学校の川崎校に在学し、同日中に同校の課程を修了しない生徒は、同年四月一日に宮城県大河原産業高等学校の川崎校の相当の生徒となるものとする。

第3号議案

県立特別支援学校学則の一部改正について

県立特別支援学校学則(昭和43年宮城県教育委員会規則第6号)の一部を改正する。

令和6年10月28日提出

宮城県教育委員会教育長 佐藤 靖彦

1 改正趣旨

- (1) 県立学校条例の一部を改正する条例(令和6年宮城県条例第58号)の施行に伴い、所要の改正を行うもの。
- (2) 令和7年度県立特別支援学校高等部の入学希望等を勘案し、収容定員を変更するもの。

2 改正内容

- (1) 別表第一及び別表第二に宮城県立松陵支援学校及び宮城県立松陵支援学校富谷校を加え、宮城県立小松島支援学校松陵校及び宮城県立利府支援学校富谷校を削る。
- (2) 別表第三第二号の表の収容定員を改める。

3 施行期日

令和7年4月1日

4 経過措置

- (1) 令和7年3月31日に宮城県立小松島支援学校の松陵校に在学する児童及び同日中に同校の中学部の課程を修了しない生徒は、同年4月1日に宮城県立松陵支援学校の相当の児童及び生徒となるものとする。
- (2) 令和7年3月31日に宮城県立利府支援学校の富谷校に在学し、同日中に同校の課程を修了しない児童は、同年4月1日に宮城県立松陵支援学校の富谷校の相当の児童となるものとする。
- (3) 令和7年3月31日に宮城県立利府支援学校の富谷校に在学し、同日中に同校の課程を修了した児童は、同年4月1日に宮城県立松陵支援学校の相当の生徒となるものとする。

県立特別支援学校学則の一部改正について

(2) 収容定員の改正

【高等部】

※ゴシック体が変更した部分

(単位:人)

	学 校 名	学 科	収 容 定 員							
			改 正 前				改 正 後			
			第1学年	第2学年	第3学年	計	第1学年	第2学年	第3学年	計
1	視覚支援学校	普通科	11	11	11	33	11	11	11	33
		保健医療科	8	8	8	24	8	8	8	24
2	聴覚支援学校	産業工芸科		8	8	16			8	8
		機械システム科		8	8	16			8	8
		被服科		8	8	16			8	8
		理容科		8	8	16			8	8
		普通科	8			8	8	8		16
		工業技術科	8			8	8	8		16
		生活デザイン科	8			8	8	8		16
3	光明支援学校	普通科	25	25	31	81	35	25	25	85
4	小松島支援学校	普通科	29	38	22	89	24	29	38	91
5	秋保かがやき支援学校	普通科	8			8	11	8		19
		産業技術科	32			32	32	32		64
6	松陵支援学校	普通科					11			11
7	西多賀支援学校	普通科	14	14	20	48	17	14	14	45
8	石巻支援学校	普通科	30	35	35	100	38	30	35	103
9	気仙沼支援学校	普通科	8	19	19	46	19	8	19	46
10	名取支援学校	普通科	22	22	22	66	19	22	22	63
11	角田支援学校	普通科	16	19	19	54	16	16	19	51
12	迫支援学校	普通科	14	19	19	52	11	14	19	44
13	金成支援学校	普通科	19	19	19	57	19	19	19	57
14	古川支援学校	普通科	22	14	28	64	22	22	14	58
15	船岡支援学校	普通科	20	20	20	60	20	20	20	60
16	山元支援学校	普通科	22	22	30	71	14	22	22	58
17	利府支援学校	普通科	25	27	27	79	19	25	27	71
18	岩沼高等学園	産業技術科	40	40	40	120	40	40	40	120
19	岩沼高等学園 川崎キャンパス	産業技術科	8	8	8	24	8	8	8	24
20	小牛田高等学園	普通科	24	24	24	72	24	24	24	72
21	女川高等学園	産業技術科	24	24	24	72	24	24	24	72
	合 計		445	440	458	1,340	466	445	440	1,351

県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

県立特別支援学校学則（昭和四十二年宮城県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

宮城県立小松島支援学校松陵校
宮城県立秋保かがやき支援学校

知的障害者に対する教育
知的障害者に対する教育

を

宮城県立秋保かがやき支援学校

宮城県立松陵支援学校

宮城県立松陵支援学校富谷校

知的障害者に対する教育

知的障害者に対する教育

知的障害者に対する教育

に改め、

宮城県立利府支援学校

宮城県立利府支援学校富谷校

宮城県立利府支援学校塩釜校

知的障害者に対する教育

知的障害者に対する教育

知的障害者に対する教育

を

宮城県立利府支援学校

宮城県立利府支援学校塩釜校

知的障害者に対する教育

知的障害者に対する教育

に改める。

別表第二第一号の表中

「宮城県立小松島支援学校松陵校
宮城県立秋保かがやき支援学校」

を「宮城県立秋保かがやき支援学校
宮城県立松陵支援学校」

に改める。

別表第二第二号の表中

「宮城県立名取支援学校名取が丘校
宮城県立利府支援学校富谷校
宮城県立利府支援学校塩釜校」

を「宮城県立松陵支援学校富谷校
宮城県立名取支援学校名取が丘校
宮城県立利府支援学校塩釜校」

に改める。

別表第二第二号の表宮城県立聴覚支援学校の項を次のように改める。

宮城県立聴覚支援学校		
普通科	三年	八
産業工芸科	三年	八
機械システム科	三年	八
工業技術科	三年	八
被服科	三年	八
生活デザイン科	三年	八
理容科	三年	八

別表第二第二号の表宮城県立光明支援学校の項中

二五
二五
三一

を

三五
二五
二五

に改め、同

表宮城県立小松島支援学校の項中

二九
三八
二二

を

二四
二九
三八

に改め、同表宮城県立秋保

かがやき支援学校の項を次のように改める。

支援学校	宮城県立秋保かがやき	普通科	三年	一一	八	
	産業技術科	三年	三二	三二		

別表第三第二号の表宮城県立秋保かがやき支援学校の項の次に次のように加える。

宮城県立松陵支援学校	普通科	三年	一一		
------------	-----	----	----	--	--

別表第三第二号の表宮城県立西多賀支援学校の項中

一四
一四
二〇

を

一七
一四
一四

に改め、

同表宮城県立石巻支援学校の項中

三〇
三五

を

三八
三〇

に改め、同表宮城県立気仙沼支援学校の

項中

八
一九

を

一九
八

に改め、同表宮城県立名取支援学校の項中

二二
二二
二二

を

一九
二三
二二

に改め、同表宮城県立角田支援学校の項中

一九
一九

を

一六
一九

に改

め、同表宮城県立迫支援学校の項中

一四
一九

を

一一
一四

に改め、同表宮城県立古川支援学校の

項中

一四
二八

を

二三
一四

に改め、同表宮城県立山元支援学校の項中

二二
二二
三〇

を

一四
二二
二二

に改め、同表宮城県立利府支援学校の項中

二五
二七

を

一九
二五

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 令和七年三月三十一日に宮城県立小松島支援学校の松陵校に在学する児童及び同日中に同校の中学部の課程を修了しない生徒は、同年四月一日に宮城県立松陵支援学校の相当の児童及び生徒となるものとする。

3 令和七年三月三十一日に宮城県立利府支援学校の富谷校に在学し、同日中に同校の課程を修了しない児童は、同年四月一日に宮城県立松陵支援学校の富谷校の相当の児童となるものとする。

4 令和七年三月三十一日に宮城県立利府支援学校の富谷校に在学し、同日中に同校の課程を修了した児童は、

同年四月一日に宮城県立松陵支援学校の相当の生徒となるものとする。

県立特別支援学校学則（昭和四十三年宮城県教育委員会規則第六号）

改正後		現行		備考																														
第一条から第十七条まで（略） 附則（略） 別表第一（第一条の二関係）		第一条から第十七条まで（略） 附則（略） 別表第一（第一条の二関係）		県立特別支援学校の 新設及び廃止による もの																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>学校名</th> <th>教育の種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>宮城県立小松島支援学校</td> <td>知的障害者に対する教育</td> </tr> <tr> <td>宮城県立秋保かがやき支援学校</td> <td>知的障害者に対する教育</td> </tr> <tr> <td>宮城県立松陵支援学校</td> <td>知的障害者に対する教育</td> </tr> <tr> <td>宮城県立松陵支援学校富谷校</td> <td>知的障害者に対する教育</td> </tr> <tr> <td>宮城県立拓桃支援学校</td> <td>肢体不自由者及び病弱者に対する教育</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	学校名	教育の種別	(略)		(略)	宮城県立小松島支援学校	知的障害者に対する教育	宮城県立秋保かがやき支援学校	知的障害者に対する教育	宮城県立松陵支援学校	知的障害者に対する教育	宮城県立松陵支援学校富谷校	知的障害者に対する教育	宮城県立拓桃支援学校	肢体不自由者及び病弱者に対する教育	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>学校名</th> <th>教育の種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>宮城県立小松島支援学校</td> <td>知的障害者に対する教育</td> </tr> <tr> <td>宮城県立小松島支援学校松陵校</td> <td>知的障害者に対する教育</td> </tr> <tr> <td>宮城県立秋保かがやき支援学校</td> <td>知的障害者に対する教育</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>宮城県立拓桃支援学校</td> <td>肢体不自由者及び病弱者に対する教育</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	学校名	教育の種別	(略)	(略)	宮城県立小松島支援学校	知的障害者に対する教育	宮城県立小松島支援学校松陵校	知的障害者に対する教育	宮城県立秋保かがやき支援学校	知的障害者に対する教育	(略)	(略)	宮城県立拓桃支援学校	肢体不自由者及び病弱者に対する教育	(略)	(略)
学校名	教育の種別																																	
(略)	(略)																																	
宮城県立小松島支援学校	知的障害者に対する教育																																	
宮城県立秋保かがやき支援学校	知的障害者に対する教育																																	
宮城県立松陵支援学校	知的障害者に対する教育																																	
宮城県立松陵支援学校富谷校	知的障害者に対する教育																																	
宮城県立拓桃支援学校	肢体不自由者及び病弱者に対する教育																																	
(略)	(略)																																	
学校名	教育の種別																																	
(略)	(略)																																	
宮城県立小松島支援学校	知的障害者に対する教育																																	
宮城県立小松島支援学校松陵校	知的障害者に対する教育																																	
宮城県立秋保かがやき支援学校	知的障害者に対する教育																																	
(略)	(略)																																	
宮城県立拓桃支援学校	肢体不自由者及び病弱者に対する教育																																	
(略)	(略)																																	
別表第二（第二条関係） 一 小学部及び中学部		別表第二（第二条関係） 一 小学部及び中学部																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>学校名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>宮城県立小松島支援学校</td> </tr> <tr> <td>宮城県立秋保かがやき支援学校</td> </tr> </tbody> </table>	学校名	(略)	宮城県立小松島支援学校	宮城県立秋保かがやき支援学校	<table border="1"> <thead> <tr> <th>学校名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>宮城県立小松島支援学校</td> </tr> <tr> <td>宮城県立小松島支援学校松陵校</td> </tr> <tr> <td>宮城県立秋保かがやき支援学校</td> </tr> </tbody> </table>	学校名	(略)	宮城県立小松島支援学校	宮城県立小松島支援学校松陵校	宮城県立秋保かがやき支援学校	県立特別支援学校の 新設及び廃止による もの																							
学校名																																		
(略)																																		
宮城県立小松島支援学校																																		
宮城県立秋保かがやき支援学校																																		
学校名																																		
(略)																																		
宮城県立小松島支援学校																																		
宮城県立小松島支援学校松陵校																																		
宮城県立秋保かがやき支援学校																																		

宮城県立松陵支援学校
宮城県立拓桃支援学校
(略)

二 小学部

学 校 名
宮城県立聴覚支援学校小牛田校
宮城県立松陵支援学校富谷校
宮城県立名取支援学校名取が丘校
宮城県立利府支援学校塩釜校

別表第三（第二条関係）

一 幼稚部

(略)

二 高等部

学 校 名	学 科	修 業 年 限	収 容 定 員		
			第 一 学 年	第 二 学 年	第 三 学 年
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
宮城県立聴覚支援学 校	普 通 科	三 年	八	八	一
	産 業 工 芸 科	三 年	一	一	八
	機 械 シ ス テ ム 科	三 年	一	一	八

宮城県立拓桃支援学校
(略)

二 小学部

学 校 名
宮城県立聴覚支援学校小牛田校
宮城県立名取支援学校名取が丘校
宮城県立利府支援学校富谷校
宮城県立利府支援学校塩釜校

別表第三（第二条関係）

一 幼稚部

(略)

二 高等部

学 校 名	学 科	修 業 年 限	収 容 定 員		
			第 一 学 年	第 二 学 年	第 三 学 年
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
宮城県立聴覚支援学 校	普 通 科	三 年	八	一	一
	産 業 工 芸 科	三 年	一	一	八
	機 械 シ ス テ ム 科	三 年	一	一	八

県立特別支援学校の
新設及び廃止による
もの

収容定員の変更によ
るもの

宮城県立角田支援学校	普通科	三年	一六	一六	一九	工業技術科 被服科 生活デザイン科 理容科	三年 三年 三年 三年	一 八 八 八	一 八 八 八	一 八 八 八
宮城県立名取支援学校	普通科	三年	一九	三三	三三	普通科	三年	一九	三三	三三
宮城県立気仙沼支援学校	普通科	三年	一九	八	一九	普通科	三年	一九	八	一九
宮城県立石巻支援学校	普通科	三年	三〇	三〇	三五	普通科	三年	三〇	三〇	三五
宮城県立西多賀支援学校	普通科	三年	一七	一四	一四	普通科	三年	一七	一四	一四
宮城県立松陵支援学校	普通科	三年	二一	一一	一一	普通科	三年	二一	一一	一一
宮城県立秋保かがやき支援学校	普通科 産業技術科	三年 三年	二二 三三	二八 三三	一一	普通科 産業技術科	三年 三年	二二 三三	二八 三三	一一
宮城県立小松島支援学校	普通科	三年	二四	二九	三〇	普通科	三年	二四	二九	三〇
宮城県立光明支援学校	普通科	三年	二五	二五	二五	普通科	三年	二五	二五	二五
宮城県立角田支援学校	普通科	三年	一六	一九	一九	工業技術科 被服科 生活デザイン科 理容科	三年 三年 三年 三年	一 八 八 八	一 八 八 八	一 八 八 八
宮城県立名取支援学校	普通科	三年	三三	三三	三三	普通科	三年	三三	三三	三三
宮城県立気仙沼支援学校	普通科	三年	八	一九	一九	普通科	三年	八	一九	一九
宮城県立石巻支援学校	普通科	三年	三〇	三五	三五	普通科	三年	三〇	三五	三五
宮城県立西多賀支援学校	普通科	三年	一四	一四	一四	普通科	三年	一四	一四	一四
宮城県立松陵支援学校	普通科	三年	一一	一一	一一	普通科	三年	一一	一一	一一
宮城県立秋保かがやき支援学校	普通科 産業技術科	三年 三年	二二 三三	二八 三三	一一	普通科 産業技術科	三年 三年	二二 三三	二八 三三	一一
宮城県立小松島支援学校	普通科	三年	二九	三〇	三〇	普通科	三年	二九	三〇	三〇
宮城県立光明支援学校	普通科	三年	二五	二五	二五	普通科	三年	二五	二五	二五

宮城県立迫支援学校	普通科	三年	一一	一四	一九
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
宮城県立古川支援学校	普通科	三年	二三	二三	一四
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
宮城県立山元支援学校	普通科	三年	一四	三三	三三
宮城県立利府支援学校	普通科	三年	一九	二五	二七
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

以下(略)

宮城県立迫支援学校	普通科	三年	一四	一九	一九
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
宮城県立古川支援学校	普通科	三年	三三	一四	二六
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
宮城県立山元支援学校	普通科	三年	三三	三三	三〇
宮城県立利府支援学校	普通科	三年	二五	二七	二七
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

以下(略)

--	--	--	--	--	--